

○国土交通省告示第千二百三十五号

既存住宅状況調査方法基準（平成二十九年国土交通省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 この基準において「確認済証」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項又は第十八条第三項若しくは第四項の確認済証をいう。</p> <p>8 この基準において「検査済証」とは、建築基準法第七条第五項又は第十八条第二十二項若しくは第二十六項の検査済証をいう。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 この基準において「認定長期優良住宅維持保全計画」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条第二号ロの認定長期優良住宅維持保全計画をいう。</p> <p>13～15 (略)</p> <p>(木造の対象住宅のうち構造耐力上主要な部分に係る調査)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、検査済証(平成十一年五月一日以降に確認済証の交付を受けた新築住宅に係るものに限る。)又は建設住宅性能評価書(既存住宅に係るものを除く。)の交付を受けた対象住宅で、基礎(立ち上がり部分を含む。)に係る劣化事象等がなかったものについては、同項の調査を要しない。</p> <p>(鉄骨造の対象住宅のうち構造耐力上主要な部分に係る調査)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、対象住宅が次の各号のいずれにも該当す</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 この基準において「確認済証」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項又は第十八条第三項の確認済証をいう。</p> <p>8 この基準において「検査済証」とは、建築基準法第七条第五項又は第十八条第十八項の検査済証をいう。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 この基準において「認定長期優良住宅維持保全計画」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条第一項第二号ロの認定長期優良住宅維持保全計画をいう。</p> <p>13～15 (略)</p> <p>(木造の対象住宅のうち構造耐力上主要な部分に係る調査)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、検査済証(平成十一年五月一日以降に確認済証の交付を受けた新築住宅に係るものに限る。)又は建設住宅性能評価書(既存住宅に係るものを除く。)の交付を受けた対象住宅で、基礎(立ち上がり部分を含む。)に係る劣化事象等がなかったものについては、前項の調査を要しない。</p> <p>(鉄骨造の対象住宅のうち構造耐力上主要な部分に係る調査)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、対象住宅が次の各号のいずれにも該当す</p>

る場合であつて、基礎（立ち上がり部分を含む。）に係る劣化事象等
がなかつたときは、同項の調査を要しない。

一・二（略）

（鉄筋コンクリート造等の対象住宅のうち構造耐力上主要な部分に係
る調査）

第九条（略）

2・3（略）

4 前項の規定にかかわらず、対象住宅が次の各号のいずれにも該当す
る場合の住棟型調査であつて、同項第三号に掲げる調査箇所に係る劣
化事象等がなかつたときは、同項の調査を要しない。

一・二（略）

5（略）

る場合であつて、基礎（立ち上がり部分を含む。）に係る劣化事象等
がなかつたときは、前項の調査を要しない。

一・二（略）

（鉄筋コンクリート造等の対象住宅のうち構造耐力上主要な部分に係
る調査）

第九条（略）

2・3（略）

4 前項の規定にかかわらず、対象住宅が次の各号のいずれにも該当す
る場合の住棟型調査であつて、同項第三号に掲げる調査箇所に係る劣
化事象等がなかつたときは、前項の調査を要しない。

一・二（略）

5（略）

附 則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。